

沿岸広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和4年3月29日

沿岸広域振興局長 森 達也

1（1）路線名 106号

（2）供用開始の区間 宮古市平津戸南平津戸山302林班ろ小班地先から区界第4地割124番1地先まで

（3）供用開始の期日 令和4年3月30日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 令和4年3月29日から同年4月28日まで

2（1）路線名 340号

（2）供用開始の区間 陸前高田市気仙町字町301番5地先から高田町字大石沖163地先まで

（3）供用開始の期日 令和4年3月29日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和4年3月29日から同年4月28日まで

3（1）路線名 397号

（2）供用開始の区間 気仙郡住田町世田米字子飼沢国有林63林班れ小班地先から62林班に9小班地先まで

（3）供用開始の期日 令和4年3月29日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和4年3月29日から同年4月28日まで